

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

1 知る・えらぶ

(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる

(評価 A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む))



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
1 身近な地域情報の整理と提供	保健福祉に関する情報を中心に、行政、地域、施設の活動・サービス等様々な情報を掲載した福祉マップを作成するなど、様々な情報伝達方法により、地域に関する情報を整理し、提供します。	・健康的な生活習慣が継続できるための支援の一環として、『健康づくり支援マップ』を作成（6区）。 ・市ホームページに「ちば案内マップ」を開設。公共施設、医療・福祉施設、学校などの情報を提供。 ・「地域福祉パイロット事業（平成18・19年度）」「地域福祉推進モデル事業（平成20・21年度）」を実施し、地域福祉団体の福祉マップ作成を支援。	A
2 情報の受け手の立場に立った提供手段の多様化	目の不自由な方のための点字・声（カセットテープ）による市政だよりの発行など、情報の受け手の立場に立った情報提供を推進します。	・ちば市政だよりは、満18歳以上の重度視覚障害者で希望する方に、カセットテープに録音した「声の市政だより」や「点字市政だより」を郵送。	A
3 福祉サービスの第三者評価	利用者がサービスを選択し、安心して利用していくため、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討して行きます。	千葉県では、福祉サービス第三者評価を行っている。（県事業）	A
4 「簡単じゃないか福祉システム（仮称）」の構築	自宅からパソコンで、相談の予約・受付や保健福祉サービスの概要が閲覧できるとともに、申請書がダウンロードできるシステムを構築します。	未実施。 (市では、ホームページの充実に努めているほか、市役所コールセンター（下記7）や申請・届出等手続きのオンライン化（下記8）に対応。)	C
5 インターネットを活用した健康づくりの情報提供（新規）	生活習慣問診システムなどの活用により、健康教室に参加できない人を対象にインターネット健康教室を開催するなど、健康づくりのための情報を提供します。	未実施。 (健康増進センターにおいては、健康づくりに関する電話相談等行っている)	C
6 子どもホームページの活用	インターネットを通して、子どもたちの興味のある情報や地域の身近な情報など、親子で楽しめる情報を分かりやすく伝えます。	子ども交流館ホームページを開設し、さまざまな講座・イベント情報を発信。	A
7 市役所コールセンターの設置	行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。	平成19年度に設置。 千葉市役所コールセンターは、各種制度、手続、イベント、施設等に関する問い合わせに対応。	A
8 申請・届出等手続のオンライン化の実現	インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等の行政手続を行うことができる電子申請専用受付システムを整備し、電子申請サービスを開始します。	平成20年度に電子申請サービスの運用を開始。 市ホームページのトップページにリンク先を設けるなどして、利用者の拡大に努めている。	A
9 KIOSK端末による電子申請	住民票の写しや各種証明書等を自動交付できる汎用的な自動交付機（KIOSK端末）を、土日・祝日も開館する公民館、図書館などの公共施設、さらにデパートや駅などの利便性の高い場所に設置します。	整備方針を作成中。 (一部の公民館などには証明書自動交付機を設置。市民カード所持者は、自動交付機から住民票の写し、印鑑登録証明書を取ることが可能。)	C

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

1 知る・えらぶ

(2) 相談しやすい体制をつくる

(評価 A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む))



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
10 保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」の整備拡充	保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。	【開設済み】 中央区・緑区・美浜区（平成19年度）、若葉区（平成17年度） 【整備予定】 花見川区・稲毛区（平成22年4月開設予定）	B
11 子どもの相談・支援体制の強化	児童の健全育成を図るため、児童に関するあらゆる問題を専門的に調査・診断し、指導を行うため、児童相談所をはじめとして、子どもの相談・支援体制の充実を図ります。また、地域子育て支援センターにおいて、遊びを通じた親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行います。	・児童相談所では、相談・支援体制の充実に努めている。 ・地域子育て支援センターは、市内7か所に設置済み。子育ての不安・悩みなどの相談や子育て親子の交流の場として利用されている。	A
12 子育て支援プラザ(仮称)の運営(新規)	中心市街地の複合施設内の「子育て支援プラザ」（仮称）に、ファミリー・サポート・センター機能を移すとともに、子育てコーディネーターが各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	平成19年度に、きぼーる内に「千葉市子育て支援館」を開設。 支援館では、親子一緒に様々な遊びが楽しめるほか、子育て中の親同士の交流や、子育て相談、子育てに関する情報を提供。	A
13 出産・育児の電話相談	保健センターに育児相談専用の直通電話を開設します。出産する病院の情報提供や新生児の育児の相談を保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などが行います。	実施見込みなし。 (育児に関しては「子育て支援館」に相談室専用電話を用意、また、各区保健福祉センターの健康課においても随時、出産・育児に関する電話相談を受け付けている。)	C
14 子どもと親の相談活用事業	小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、保護者と連携しながら、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	毎年2校の小学校を指定し、「子どもと親の相談員」を配置。 教育相談室等で児童の話し相手になつたり、保護者の相談を受けている。	B
15 子育てサポート・家庭教育アドバイザー配置事業	公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポートの派遣を行います。また、家庭教育アドバイザーが、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポートへの助言等も行います。	各区の中核公民館に、「子育てサポート・家庭教育アドバイザー」を配置。 子育てサロン事業「子育てママのおしゃべりタイム」や各種家庭教育事業を行うなど、相談・助言などを行う。また、サポート研修を年5回程度、開催。	A
16 あんしんケアセンター(地域包括支援センター)の創設(新規)	介護保険制度が改正され、平成18年度から介護予防を重視したシステムに転換したことに伴い、各区に2か所ずつ計12か所の「あんしんケアセンター」を整備します。 「あんしんケアセンター」は、地域住民の心身の健康保持や要介護状態の軽減や悪化を防止するために、総合相談支援、介護予防マネジメント、権利擁護事業などを行う総合的な窓口としての機能を有します。	平成18年度に各区に2か所計12か所のセンターを開設。 専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護専門員）が、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」等の業務を実施。	A
17 介護相談員派遣事業の充実	市が委嘱した介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じることにより、利用者と事業者の橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を目指す「介護相談員派遣事業」を拡充します。	相談員20人。 訪問事業所数56か所。	A
18 障害者相談支援体制の充実	地域における、障害児（者）の生活支援及び療育の相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整等を行います。	障害者自立支援法の地域生活支援事業「相談支援事業」として、市内7か所で実施。	A
19 発達障害者支援センターの運営(新規)	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中枢を担う発達障害者支援センターを設置します。	平成20年1月に「千葉市発達障害者支援センター」を開設し、発達障害者とその家族への支援を実施。	A
20 こころの健康センター	精神的健康の保持増進、精神障害の予防、精神障害の社会復帰促進などの援助を行うことにより、精神保健福祉に関する技術的中核機関としての役割を果たし、精神保健福祉活動を推進します。	「こころの健康センター」では、精神保健福祉活動を推進している。	A
21 ハーモニー相談室	ハーモニープラザ内の女性センターにある「ハーモニー相談室」では、家族、健康、対人関係など、様々な女性の悩みや不安について相談を行います。	「ハーモニー相談室」では、女性相談員が相談に応じている。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

2 つどう・参加する

(3) 身近な居場所を確保する

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
22 既存施設等の有効活用の促進	保健センター跡施設などの既存の公的施設を有効活用するとともに、空き店舗、空き家などの活用を検討し、その手続きを明らかにするなど具体的な手法を検討します。	蘇我・鎌取・高洲の各保健センターの跡施設を、高齢者や子育ての施設等に活用。 犠橋・小中台の各保健センターの跡施設を検討中。	B
23 学校施設有効活用指針の策定(新規)	新しい形態の学習活動への対応や、学校以外の施設への転用等に関する指針を策定します。	指針策定に向け、検討中。	C
24 学校体育施設開放事業	日常的なスポーツ活動の場を創出するため、学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。	【開放学校】 小学校120校（校庭・体育館） 中学校56校（校庭・体育館・武道場（1校））	A
25 ウィークエンドふれあい広場事業	学校週5日制に対応した事業として、青少年相談員が中心となって、地域の子どもたちを対象に、陶芸、料理教室、和太鼓などの文化的制作・体験活動を行います。	公民館、千葉市科学館において、同様の事業が年間を通じ実施されているため、本事業を廃止（平成19年度）。	C
26 児童センターの運営(新規)	子どもの自主性や社会性を高めるなど健全育成を図るため、子どもに健全な遊びと遊びの場を提供するとともに、健康を増進し、情操を豊かにし、地域への情報発信拠点となる児童センターを運営します。	平成19年度に、きぼーる内に「子ども交流館」開設。	A
27 保育所所庭の休日開放(新規)	保育所の休日に所庭を開放し、就学前児童との保護者が安心して過ごせる居場所を提供します。	他市の事例検証なども含め、開放時の管理体制等の課題について研究し、事業実施の可能性について検討中。	C
28 科学館整備事業	子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「科学館」を整備します。	平成19年度に、きぼーる内に「千葉市科学館」開館。	A
29 いきいきセンターの整備	高齢者の健康と生きがいを高め、余暇活動や自主的な活動の活性化を図るとともに、介護予防と交流を促進する拠点として、「いきいきセンター」を各区に2か所ずつ整備します。	【整備状況】 中央区 1か所、花見川区 2か所 稲毛区 1か所、若葉区 2か所 緑区 1か所、美浜区 1か所	B
30 老人つどいの家の拡充	60歳以上の高齢者が趣味等により相互の交流を図り、孤独感を緩和する場として、一般家庭の居室を利用した老人つどいの家の拡充に努めます。	【実施箇所数】 23か所	B
31 障害児タイムケアの実施(新規)	障害のある中高生が、特別支援学校等の下校後等に活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息の時間を確保します。	障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の「日中一時支援」に事業を統合。	A
32 ちばっこわくわくキャンパス(地域子ども教室)	放課後、小学校の教室・校庭・体育館で、ソフトボールなどのスポーツや読み聞かせ、昔遊びなどの文化活動等、様々な体験活動を実施して、子どもたちと地域住民との交流活動を支援します。	名称を「放課後子ども教室推進事業」に変更し、市内120小学校において実施。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

2 つどう・参加する

(4) 多様な交流の機会を増やす

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
33 異世代交流の推進	生涯学習活動の一環として、高齢者の豊富な知識や経験、専門的な技能等を、老人クラブやことぶき大学校の活動等を通じて、若い世代に伝承する機会の充実を図ります。 また、児童から高齢者まで、幅広い世代の参加によるスポーツやレクリエーションの実施や交流会の開催等を促進します。	ことぶき大学校、各いきいきプラザ・センターで、児童から高齢者の参加により、異世代交流事業を実施。	A
34 子育てリラックス館の充実	家庭や地域での子育て機能の強化、子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を図るため、空き店舗などを活用して、子育てリラックス館を各区に2か所整備します。	【整備状況】 中央区 2か所、花見川区 2か所 稲毛区 1か所、若葉区 1か所 緑区 2か所、美浜区 2か所	B
35 育児サークルの支援	育児のための知識の普及と情報交換や子育て親子の友達づくりを目的とする育児サークルの支援を充実します。	保健センター、保健福祉センターでサークル・リーダー研修等を実施。	A
36 保育所(園)地域活動事業	保育所(園)の専門機能を活用し、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。今後、実施保育所(園)数の増等事業の拡充を図ります。	市内保育所(園) 93か所で実施。	A
37 長柄げんきキャンプ	少年自然の家で市立小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒が、宿泊学習を通して、基本的な生活習慣を身につけ、社会性を高められるようにします。	【平成20年度実績】 市内の小学校46校、中学校17校、特別支援学校2校の児童・生徒が参加。	A
38 学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	学校・家庭・地域の三者が連携して、各地域の特色ある地域活動を推進することによって、子どもの地域に対する愛着を育みます。	各中学校区に設置されているまちづくり推進会議を年3回程度開催し、児童生徒の代表も参画してまちづくり活動の広報を行っており、花づくり活動、地域クリーン活動、挨拶、防犯に関わる運動、その他文化交流(音楽祭等)、スポーツ、レクリエーション活動等継続的な活動を推進している。	A
39 老人クラブ活動の充実強化	地域において、自主的なスポーツ・レクリエーション活動や文化学習活動に取組む老人クラブへ支援を行うとともに、区の活動拠点の整備など、組織強化に努めます。 また、老人クラブ活動のリーダーを育成するための指導者研修等の充実を図ります。	指導者研修、新任の会長を対象とした研修、また全老人クラブ会長を対象とした研修を行っている。	B
40 障害者スポーツ指導者の養成(新規)	スポーツが障害者の生活をより豊かにする視点に立ち、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者が安全で効果的なスポーツ活動ができるよう、障害者の特性に応じたスポーツ指導者の養成を図ります。	障害者への指導を行う者を対象とした研修会や、「障害者スポーツ指導員(初級・中級)」を養成するための講習会を実施。(県事業)	B
41 トライアゴン運営事業	心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進します。	千葉市療育センターにおいて、在宅の身体障害児・知的障害児を対象に実施。	A
42 花のあふれるまちづくり「花の都・ちば」の推進	「花の都・ちば」の都市イメージの確立とともに、市民の郷土意識の醸成を図るため、市民、民間団体等との協働により、身近な公園や歩道などの公共空間や中心市街地における花壇づくり、主要な公園における花の名所づくり、未利用地の花壇の整備等を進めます。	市民、民間団体等との協働により、「花いっぱい市民活動」「花の名所づくり」等を実施。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

2 つどう・参加する

(5) 社会参加の機会を増やす

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
43 シルバー人材センターの機能強化	高齢者の知識や技術、経験等を社会で積極的に活用できるように、市民や企業に対して、(社)千葉市シルバー人材センターの事業内容等のPRを積極的に行っていき、会員の増大や就業機会の拡大に努めるとともに、支所等の組織の強化に努めます。また、高齢者が就業するための技能の習得や研修活動についても充実させていきます。	高齢者が就業に役立つ専門技能の習得や研修活動について、充実を図っているほか、就業機会の拡大のため、PR活動を積極的に展開中。 会員数：2,965人	A
44 ことぶき大学校の園芸学科新設(新規)	60歳以上の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己教育」、「地域・世代間の交流」、「社会参加の促進」、「人材育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供することぶき大学校に、社会参加や多様化する学習ニーズに対応するため、園芸学科を新設します。	平成19年度より園芸学科を新設。 現在のことぶき大学は、福祉健康学科・美術学科・陶芸学科・園芸学科で定員280名。	A
45 障害者の就労支援(新規)	障害者の自立と社会参加の促進のため、職場体験実習事業を実施するとともに、障害者パソコン講座を開設し、パソコン技能を身につけ就労の機会の拡充を図ります。	生涯学習センター、ビジネス支援センターにて「就職を応援するビジネスマナーとパソコンの講座」、「就職を応援するビジネスマナーとパソコン講座」を開催。	A
46 休日保育の拡充	日曜日、祝日及び年末の保育需要に対応するため、休日保育を拡充し、全区で推進します。	中央区、緑区、美浜区の各1か所の保育園で実施。	B
47 一時・特定保育の拡充	保護者の断続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭、または育児疲れ等の保育需要に対応するため、一時・特定保育事業を拡充します。	19か所の保育所（園）で実施。	A
48 マミーズサポート(新規)	育児疲れや育児ストレスに対応するため、保健福祉センターにおいて、月1回程度地域のボランティアによる一時預かり、相談、交流事業を実施します。	未実施。	C
49 母子家庭等の就業自立支援	母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談や講習会の実施など就業支援策を拡充します。また、より良い就業に向けた能力を開発するために「自立支援教育訓練給付金事業」「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を実施します。	母子家庭等の就職相談を実施するほか、パソコン講習会等の就労支援を実施。 教育訓練講座の受講を支援する「自立支援教育訓練給付金」及び、専門的資格の取得を支援する「高等技能訓練促進費事業」を実施。	A
50 若者の就職支援(新規)	仕事に関して様々な悩みを持つ若者を対象として、キャリアカウンセラーの細やかな各種相談を行うなど、就業や就労の定着化の促進を図ります。	若者の就職支援セミナーや個別カウンセリングを実施。 ・コミュニケーション能力セミナー ・人間関係解決セミナー ・面接トレーニング ・業界研究セミナー等	A
51 交通アクセスの確保	交通不便地域の解消や、高齢者等の外出支援、公共施設へのアクセス強化など日常生活の身近な足となるコミュニティバスの運行を図ります。また、千葉都市モノレールの延伸整備を進めるなど、交通体系のさらなる整備に努めます。	若葉区の交通不便地域において、コミュニティバスを運行。 (さらしなバス、おまごバス、いずみバス)	B

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

3 ささえる・つなぐ

(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
52 権利擁護、成年後見制度の推進	判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「地域福祉権利擁護事業」を拡充します。 身寄りのない認知症高齢者等であって、判断能力が不十分なことから、福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難なため、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがなくかつ経済的な理由によってこれを利用できない方に対し、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。 また、社会福祉協議会による法人後見を実施します。	・判断能力が十分でない方々に対して、福祉サービスの利用手続き、金銭管理などを支援し、自立した地域生活が送れるよう、「ちばし権利擁護センター」では、「日常生活自立支援事業」を行っている。 ・成年後見制度については、社協が法人後見を行っている。また、費用助成については、市が生活保護者等について、裁判所への申し立て費用や、成年後見人等への報酬等を助成する制度を設けている。	B
53 あんしんケアセンター(地域包括支援センター)の創設(新規)(再掲)	包括的、継続的な介護予防等のマネジメントや高齢者の権利擁護事業を行う「あんしんケアセンター」を各区に設置します。	平成18年度に各区に2か所計12か所のセンターを開設。 専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護専門員）が、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」等の業務を実施。	A
54 地域保健推進員活動	「地域保健推進員」は、子育ての経験がある方で、市から委嘱を受け活動しています。 地域保健推進員が、それぞれ担当地区を持ち、地域の身近な相談役として、主に2か月児の家庭訪問と育児サークル等の事業協力をし、地域と各区保健センター（保健福祉センター）のパイプ役をしています。	地域保健推進員174名が活動。	A
55 各区サービス調整チームの活動	地域における高齢者、障害者、難病疾患、育児等に関する個々の処遇困難な事例について、迅速かつきめ細やかな対応を図るため、保健・医療・福祉関係者等から構成される「サービス調整チーム会議」を開催し、相談・支援等を行います。	必要に応じ、サービス調整チーム会議を開催している。	A
56 ファミリー・サポート・センターの充実	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織です。今後各区にサブリーダーを置くなど事業の拡充を図ります。	各区にサブリーダーを2名配置。	A
57 安心電話・緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備	ひとり暮らしの高齢者に対し、電話による安否確認などをしています。また、急病時に応するための緊急通報装置を給付します。このほか、徘徊により高齢者が行方不明になった場合の警察と市による連絡網を整備しています。	【20年度実績】 ・安心電話の対象高齢者 703人 ・緊急通報装置給付・貸付件数 1,768人 そのほか、警察と市による連絡網（SOSネットワーク）を整備。	A
58 児童虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)への対応	児童虐待防止のため、民生委員・児童委員、小・中学校や特別支援学校の教諭を対象に、研修会を実施します。また、平成17年度に児童虐待対応マニュアルを改訂し、小中学校をはじめとした関係機関に配布しています。 児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、医療関係者、警察、家庭裁判所、法務局など、関係機関との連携を図っていきます。	千葉県と「児童虐待対応に係る県・警察連絡会議」を開催したほか、市役所内に「児童虐待及びDV防止連絡協議会」を設置。そのほか、職員研修会を充実。	A
59 高齢者虐待への対応	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定に伴い、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）を窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取組みを進めます。	高齢者虐待防止連絡会（ネットワーク）を発足したほか、マニュアルやパンフレットを作成。 [ネットワーク団体] 市医師会、弁護士会、千葉家庭裁判所、千葉市警察部、市社会福祉協議会、市民生委員協議会等	A
60 障害のある子どもの学校生活サポート	学校生活において介助の必要な肢体不自由児や難聴児に対し地域のボランティアの派遣を行います。	登録児童生徒数 1,215人 登録ボランティア数 1,632人 ボランティアを派遣した回数 50,150回（平成20年9月時点）	A
61 コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの促進のための環境づくりを進めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	環境づくりのため、シンポジウム、地域勉強会、起業化講座を開催 モデルプラン支援事業（2団体）を実施。	A
62 ホームレス対策	巡回相談員による生活実態等の把握を行います。 また、庁内に設置した関係部局によるホームレス問題連絡会議において、自立支援の施策に関する情報交換や連絡調整を行うなど必要な対応を図ります。	巡回相談員2人が活動中。 連絡会議を開催したほか、平成18年度「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」を策定。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

3 ささえる・つなぐ

(7) 安心して暮らせるまちをつくる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
63 市民防犯活動の支援	地域の防犯活動を実施している団体などに、パトロール活動に必要な物品の配布など、防犯パトロール隊の育成・支援を行います。また防犯街灯設置の助成、防犯活動に関する講座を実施します。	・地域安全まちづくり講座の実施 ・防犯アドバイザーの派遣 ・防犯パトロール隊の物品支援や交流会の開催。 ・防犯街灯設置・管理費助成	A
64 市内防犯パトロール(新規)	犯罪の発生抑止及び市民防犯意識の啓発を目的として、青色回転灯を装備したパトロール車による防犯パトロールを実施します。	平成18年度より実施。 平成20年度末現在、6車両でパトロールを実施。	A
65 地域防犯ネットワークの推進(新規)	関係機関や事業者と協働して防犯活動に取組む千葉市地域防犯連絡会を発足するとともに、防犯情報提供システムの構築を図ります。	・平成20年度より、携帯電話等を活用した「ちばし安全・安心メール」(防犯・防災情報メール配信サービス)を実施 ・関係機関や事業者と「千葉市内の防犯への協力に関する覚書」締結推進 ・地域防犯連絡会開催 ・防犯ステッカーの配布	A
66 高齢者の消費生活サポートネットワーク(新規)	高齢者向けの消費生活に関するパンフレットの作成・配布や、悪質商法による被害の防止に向けたサポートネットワークづくりを推進します。	高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議の開催、高齢者見守り講座等の実施、関係団体への消費者被害注意報の配信、消費者被害情報の安全・安心メールでの配信を行うなど、高齢者と接する機会の多い福祉関係者と連携を図り、消費生活センターとの連絡相談体制を推進している。	A
67 学校セーフティウォッチ	「安全・安心な学校づくり」のため、地域住民や保護者が登下校時及び在校時における見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア(セーフティウォッチャー)を推進します。	・登録者数：16,742人 ・セーフティウォッチャーの拡充、ポスター・リーフレットを配布したほか、養成講習会を開催 ・モデル地域における推進委員会の設置、地域安全マップの作成、学校・地域の実情に応じた防犯避難訓練・防犯教室の開催、通学路安全点検活動 ・スクールガードアドバイザーによるセーフティウォッチャーへの助言及び支援	A
68 子ども110番の家	各中学校区青少年育成委員会が地域住民に協力してもらい「子ども110番の家」の指定を増やし、子どもたちが、危険と感じたらいつでも緊急に避難できるよう、子どもたちの登下校時における安全の確保を図ります。	10,772か所(平成20年度末時点)	A
69 交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。	【開催実績】 平成18年度：若葉区千城台北周辺 平成19年度：緑区あすみが丘周辺 平成20年度：花見川区さつきが丘周辺	A
70 自主防災組織の育成	大規模災害が発生した場合、一人の力には限界があります。地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。	結成組織数 860団体が結成。(平成20年度末時点) 【市の助成】 ・自主防災組織が新規に設置されたときに世帯数に応じた防災資機材の供与 ・組織が訓練を行ったとき、1人当たり150円の助成 ・組織が防災資機材を購入したときに半額を助成。ただし、助成限度額=100,000円+(世帯数×400円)	A
71 災害情報ネットワーク(新規)	災害情報を収集・伝達するネットワークの構築や、地震ハザードマップを作成します。	平成20年度より、携帯電話等を活用した「ちばし安全・安心メール」(防犯・防災情報メール配信サービス)を実施。 平成21年6月「地震ハザードマップ」を公表。	A
72 災害時ボランティア活動の推進	社協ボランティアセンターでは、市民の災害時のボランティア活動に関する理解と関心を深めるため、講座の開催や、関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練等を通じて、組織化や連携体制の確立を目指します。	八都県市合同防災訓練会場において、災害ボランティアに関する展示を行っているほか、災害ボランティア講座を開催。	A
73 災害時における、要支援者への対応	寝たきり高齢者や障害者など、災害時における要支援者に関する情報を防災関係者と共有するなどの必要な支援策について検討を進めます。	平成20年度より、災害時に支援を要する人のリストを作成し、消防局とデータを共有。 火災時等の安否確認、避難支援の整備を実施。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

3 ささえる・つなぐ

(8) 地域のネットワークをつくる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
74 社協地区部会活動の活性化	市内全域において小地域福祉活動が展開されるよう、社協地区部会の未設置地区の解消に向けて支援を行います。また、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めていきます。	平成20年度に社協地区部会の未設置地区が解消（地区部会数：63地区）。 [事業概要] ・いきいきサロン 2,218回 ・子育てサロン 514回 ・食事サービス 516回 ・ボランティア講座 52回	A
75 ボランティアセンターの機能強化	幅広い住民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高まるよう、相談、支援業務の充実を図っていきます。 また、各区保健福祉センターの設立にあわせて、区ボランティアセンターを整備します。	【開設済み】 中央区・若葉区・緑区・美浜区 【整備予定】 花見川区・稲毛区（平成22年4月開設予定）	B
76 ボランティアズカフェ（新規）	身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェ（V's cafe）を整備します。	平成19年度開設 ・ボランティア情報の提供 ・ボランティアに関する相談業務 ・会議室の提供 ・ミニガイダンスの開催 ・写真展の開催	A
77 ボランティア保険制度	地域で活躍しているボランティアや団体が安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知徹底に努めます。	ボランティア保険制度の周知徹底に努めている。	A
78 子育て支援連絡協議会（仮称）の設置（新規）	次世代育成支援を総合的・効果的に推進するための推進母体として、子育て支援連絡協議会（仮称）を設置します。民間企業、保育、教育、医療関係者などを構成メンバーとした協議会を設置し、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。また、事業所における次世代育成支援などの取組みの普及・促進を図ります。	平成21年度中の設立に向け、関係機関と協議中。	C
79 子育てフォーラム（仮称）の推進（新規）	地域における子育て支援の地域ネットワーク構築などを視野に入れ、地域に活動している様々な団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として集う子育てフォーラム（仮称）を設置します。	稲毛区・若葉区・緑区・美浜区では、地域の活動団体が子育てフォーラムを実施中。	B
80 子どもや子育てに関する市職員の地域貢献活動への市職員の参加の促進	子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータベースを作成し、庁内ネットワークを活用して、市職員に情報を提供して、活動への参加を促進します。	未実施。	C
81 市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化	地域福祉推進の担い手であるNPOなど市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワーク構築を支援します。	・センターニュースやメールマガジンを発行したほか、団体の機関紙等の配架を実施。 ・登録団体の活動を掲示 ・市民活動フェアを開催	A
82 大学等と連携した地域活動の推進	地域が抱える課題を解決するために、大学と行政が連携し、大学の有する知的財産・人的資源及び専門知識と行政の有する地域情報やノウハウを相互活用し、地域活動を推進します。	「千葉市・大学等共同研究事業」を実施。 「大規模団地における高齢化に対応した福祉サービスのあり方について」などを実施。	A
83 道路ボランティアの支援（新規）	住民参加型の道づくり（道路清掃・花壇管理）を行い「花のあふれる道づくり」を推進します。	市道「京成千葉中央駅線」（きぼーる前）において、地元商店街による花壇管理や歩道等の美化清掃作業を実施。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

4 育ち・育てる

(9) 担い手となる人材を地域で育てる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
84 民生・児童委員、主任児童委員の研修	地域住民の複雑多様化する福祉ニーズに応えるために、研修について内容の充実を図ります。また、児童健全育成活動、母子保健活動の推進など地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対する研修を充実させ、さらなる資質の向上に努めます。	民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、研修を充実させている。	A
85 ヘルスソポーターの養成	日常の生活習慣を改め、生活習慣病のリスクを減らし、健康でしかも質の高い長寿社会の実現を目指すため、研修、講習会などを開催し、「自分の健康目標をたて、それを実現するために、「健康づくりを実践する人」（ヘルスソポーター）の養成を推進します。	【平成20年度実績】948人養成 ヘルスソポーター養成のため、研修・講習会を実施。 内容は、健康づくり（食生活・運動）に関すること、調理実習など。	A
86 食生活改善推進員の養成	子どもから高齢者までを対象に、食生活を通して地域住民の健康づくりのために活動をしているボランティアの「食生活改善推進員」（愛称「ヘルスマイト」）の養成を推進します。	食生活推進員数：216人 「食生活改善推進員」の養成を実施。	A
87 認知症ソポーターの養成（新規）	認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人を、各々の生活場面においてサポートするなど地域で実践することができる「認知症ソポーター」の養成に努めます。	4,000名以上の「認知症ソポーター」を養成。（平成20年度末時点）	A
88 ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進	「ことぶき大学校」を受講した卒業生が、そこで得た知識や技能を使って地域で活動できる環境の整備に努めます。	環境整備を検討中。	C
89 市職員による出前講座	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による福祉活動に寄与するため、地域に出向いて行う「出前講座」を始めます。 例えば、企業の社員研修の場を活用して、結婚前の方や子育て中の方に、「家庭教育講座」を実施し、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行います。	平成18年度より開始。 【平成20年度実績】 テーマ数 165 受付数 258件 参加者数 7,271人	A
90 社会福祉研修センター	社会福祉事業に従事する方に対して、幅広い研修を計画的かつ体系的に行い、地域福祉を担う人材の養成と資質の向上を図ります。	社会福祉研修センターでは、社会福祉に関する調査・研究・情報発信を行うほか、社会福祉従事者、一般市民に対しての研修を実施。	A
91 生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	団体・グループ活動の中心となるリーダー等の養成の一環として、子どもを対象とする活動に携わるリーダー・ボランティア等の養成を図り、各種活動の充実に努めるとともに、社会のニーズにより適合した講習会等の充実を図ります。	施設ボランティア・生涯学習ボランティア等の様々な分野の活動に携わるリーダー・ボランティア等の養成に努めている。	A
92 ボランティア育成・活動支援の推進	国際化に対応した外国人市民とともに生きる地域社会の形成のため、ボランティア通訳の養成などを図ります。また、国際交流・国際協力活動を実施している団体に補助することにより、事業の活性化と本市の活性化を図ります。	各種ボランティアに対する研修、国際交流・国際協力事業を実施する市民団体に対する補助を実施。	A
93 ユースリーダーの養成	青少年活動のリーダーを養成するため、高校生・大学生を中心に宿泊研修を実施します。	平成20年度より、少年自然の家にて、2泊3日の研修を実施。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

4 育ち・育てる

(10) 福祉のこころをはぐくむ

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中止含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
94 児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動	児童福祉週間（5月）、障害者週間（12月）等における啓発活動を通して、地域とともに、児童福祉の理念、子どもを取り巻くいろいろな問題への社会的関心を高め、障害者の自立と社会参加への意欲及び地域住民に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるようにします。 また、地域福祉に対する取組みの周知を行い、住民に対する活動の紹介や新たな参加の一助になるよう努めます。	児童福祉週間には、子ども交流館で啓発活動を実施。 障害者週間には、ハーモニープラザなどで、福祉バザー、障害者福祉大会、障害者作品展等を実施	A
95 敬老の日を通しての高齢者を敬う意識啓発	敬老の日を通して多年にわたり地域社会の発展に貢献した方々に対する感謝の意識啓発を行います。また地域の高齢者に対する福祉活動や元気な高齢者の地域活動を紹介し、地域福祉推進の一助とします。	民生委員等、町内自治会、社会福祉協議会地区部会等の協力のもと、敬老会を開催。	B
96 人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12月）等における、講演会の開催やリーフレット、啓発物品の頒布などによる啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	「ちばハートフル・ヒューマンフェス夕」を開催するなど、啓発活動を実施。	A
97 学校における総合学習の時間を通しての福祉教育	総合的な学習の時間等による福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者の人たちと互いに支え合いながら地域で普通に暮らしができるよう、自他を認め合い、尊重しあう心の育成に努めます。	総合的な学習の時間、道徳、特別活動、学校行事などで育成を実施。	A
98 ボランティア教育の推進	千葉市指定推進校の指定を進め、実施校にボランティア教育推進委員会を設置し、活動を推進する中で、ボランティア精神の基礎を培います。	ボランティア教育推進校（中学校7校）及びボランティア教育推進協力校（小学校15校）を指定。	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

5 基盤をつくる・進める

(11) 地域福祉の基盤をつくる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
99 保健福祉センターの整備	<p>市民一人ひとりの保健福祉ニーズにあわせた相談からサービス提供までを総合的かつ一体的に行うとともに、地域保健福祉活動の場を確保した、保健福祉の拠点施設として、各区に計画的に整備します。</p>	<p>【開設済み】 中央区・緑区・美浜区（平成19年度）、若葉区（平成17年度） 【整備予定】 花見川区・稲毛区（平成22年4月開設予定）</p>	B
100 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の整備	<p>高齢者の心身の健康保持のために、総合相談支援、介護予防マネジメントなどを行う、「あんしんケアセンター」を整備します。</p>	<p>平成18年度に各区に2か所計12か所のセンターを開設。 専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護専門員）が、「総合相談支援・権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」等の業務を実施。</p>	A
101 バリアフリーのまちづくりの推進	<p>乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を計画的に進めます。</p> <p>① 鉄道駅舎等のエレベーターの整備 高齢者や障害者等の鉄道駅等の円滑な利用を図るため、JR・京成・千葉都市モノレールの駅舎にエレベーターを設置します。</p> <p>② バス停の機能充実 バス停の上屋・ベンチ・バスバースの整備を行います。</p> <p>③ ノンステップバスの導入 バス利用者の利便性、安全性の向上を図るために、ノンステップバスの導入を促進します。</p> <p>④ 歩道の改良 歩道の段差解消や視覚障害者用ブロックを設置するなど、道路利用者に安全で快適な歩行空間の確保に努めます。</p> <p>⑤ 放置自転車対策の推進 通行の障害となる放置自転車を解消するため、自転車駐輪場の整備や違法駐車の撤去の強化及び利用者マナーの啓発を図ります。</p> <p>⑥ 学校へのエレベーターの設置 学校エレベーターの設置を推進します。</p> <p>⑦ 公共施設における子育てバリアフリー化 本庁・各区役所において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベット、授乳室、キッズコーナー等の設置を計画的に行います。</p> <p>⑧ 交通安全意識の醸成 交通安全意識と交通マナーの向上を図るとともに、違法駐車の防止に努めます。</p>	<p>平成20年4月、「千葉市バリアフリー基本構想」策定。</p> <p>①鉄道駅舎等のエレベーターの整備 【累計】 JR17駅、京成7駅、モノレール8駅</p> <p>②バス停の機能充実 【平成18年度～20年度実績】 ・上屋設置 17基設置 ・バスベイ設置 5箇所設置</p> <p>③ノンステップバスの導入 【累計】 266台</p> <p>④歩道の改良 【平成18年度～20年度実績】 ・段差の解消 533か所 ・視覚障害者用ブロック設置 9.65Km</p> <p>⑤放置自転車対策の推進 平成20年4月、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」策定</p> <p>⑥学校へのエレベーターの設置 【累計】 小学校13校、中学校4校、 高校（市立）1校、養護学校2校</p> <p>⑧交通安全意識の醸成 【平成20年度実績】 ア 交通安全教室の開催 200回、参加者20,000人 イ 遊びながら交通ルールとマナーを学べる交通公園の管理運営 ・花見川緑地交通公園 ・みやこ児童交通公園 利用者計100,000人</p>	B
102 個別対象別計画の着実な推進	<p>高齢者保健福祉推進計画、障害者計画、夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）などの個別対象別計画に基づき、施設整備やサービスを着実に推進します。</p>	<p>各種計画を着実に推進中。</p>	A

千葉市地域福祉計画の推進状況（事業別）

保健福祉局 保健福祉総務課

5 基盤をつくる・進める

(12) 住民参加の仕組みをつくる

A:計画どおりに実施 B:着手済み C:未着手(中断含む)



事業名称	事業の概要	平成20年度までの推進状況	評価
103 社会福祉協議会の機能強化	<p>住民に身近な地域で、住民が主体となり、地域の実情にそった地域福祉を行っている社協地区部会が、地域福祉活動を積極的に推進できるよう支援していきます。</p> <p>また、社会福祉協議会では、地域に身近な組織として区ごとに区事務所・区ボランティアセンターを設置し、区内の地区部会への支援をはじめ、福祉サービスや各種相談事業、ボランティアの養成を行っています。こうした実施体制を充実していきます。</p>	<p>[社協地区部会] 平成20年度に社協地区部会の未設置地区が解消（地区部会数：63地区）。</p> <p>[ボランティアセンター] 【開設済み】 中央区・若葉区・緑区・美浜区 【整備予定】 花見川区・稻毛区（平成22年4月開設予定）</p>	B
104 地域福祉に関する広報活動(新規)	<p>住民参加による活動計画の内容を多くの地域住民に知ってもらうことが必要です。そこで、計画と住民による活動の理解を広め、住民参加の促進を支援するため、地域福祉に関する広報活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに「千葉市地域福祉計画」のページを開設。 ・「千葉市地域福祉計画」「区地域福祉計画」は、より多くの市民が閲覧できるように、計画書を公共施設に配架。 ・各区推進協では、広報紙「地域福祉計画推進協議会だより」を発行。 ・地域福祉活動の実践例を紹介した「千葉市地域福祉活動事例集」を刊行。 	A
105 地域福祉計画推進協議会(仮称)の設置(市、各区)(新規)	<p>プランの着実な推進を図るため、市及び各区に地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置します。</p> <p>1 市の地域福祉計画推進協議会（仮称） 地域福祉計画の取組み状況を把握し、市の計画に基づく事業等の進捗状況を確認するとともに、今後の取組みや計画の見直しについての議論を行います。</p> <p>2 各区の地域福祉計画推進協議会（仮称） (1) 各区の地域福祉計画の円滑な実施を図るため、各区に「地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。</p> <p>(2) 同協議会は、区計画に関する「情報のプラットフォーム（情報の収集、発信、共有、交換の場）」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整や広報を行います。</p> <p>(3) 委員は、地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。</p>	<p>1 市地域福祉計画推進協議会 平成20年度に設置。平成20年度は2回開催。平成21年度は5回開催予定。</p> <p>2 区地域福祉計画推進協議会 平成18年度に設置。平成20年度は6区合計で、25回開催。</p>	A
106 市民参加条例の制定(新規)	市民との情報の共有、市民意見の政策反映、市民との協働などの基本原則を条例として制定します。	平成20年度に「千葉市市民参加及び協働に関する条例」施行し、「千葉市市民参加協働推進会議」を開催。	A
107 広聴事業の充実(新規)	地域に根ざしたきめ細かい地域行政を展開するため、インターネットモニターの選任やアンケートを実施するなど、広聴事業の充実を図ります。	「市政モニター制度（定員60名）」の充実を図ったほか、平成19年度から「インターネットモニター制度（登録者数1,700以上）」を実施。	A